

単元株式数の変更に関する公告

平成18年9月1日

株主各位

山梨県韮崎市富士見ヶ丘二丁目1番11号

リバーエレクトック株式会社

代表取締役社長 若尾 富士男

当社は、平成18年7月24日開催の取締役会において、会社法第195条第1項の規定に基づき定款第8条の定めを下記のとおりに変更して単元株式数を減少し、当該変更後の定款の定めは平成18年9月1日をもってその効力が生ずる旨を決議いたしましたので、会社法第195条第3項の規定によりこの旨を公告いたします。

記

当社定款

(変更前)	(変更後)
第8条(単元株式数および単元未満株券の不発行) 当社の単元株式数は、1,000株とする。 省略	第8条(単元株式数および単元未満株券の不発行) 当社の単元株式数は、100株とする。 省略(現行どおり)

以上

(ご参考)

- 上記変更に伴い、平成18年9月1日(金曜日)付をもって株式会社ジャスダック証券取引所における売買単位も1,000株から100株に変更いたしました。
- 平成18年8月31日(木曜日)現在で登録単元未満株式を100株以上ご所有の株主各位につきましては、その登録単元未満株式のうち100株の整数倍の株式は100株券にて株券を交付いたします。なお、平成18年9月上旬にお届出のご住所宛にご送付申し上げます。
- 10,000株券および1,000株券をご所有の株主各位につきましては、100株単位の売買取引にそのままではお使いいただけませんので、下記の株主名簿管理人において、平成18年9月1日(金曜日)以降100株券に分割していただくか、株券保管振替制度をご利用ください。
- 株券引換に関するご案内につきましては、平成18年8月29日(火曜日)にお届出のご住所にご送付いたしましたので、お手続きくださいますようお願い申し上げます。

なお、既にご所有の株券について株券保管振替制度をご利用の場合には一切の手続きは不要ですので、念のため申し添えます。

株主名簿管理人 大阪市中央区北浜四丁目5番33号
住友信託銀行株式会社
同事務取扱場所 東京都千代田区丸の内一丁目4番4号
(お問合せ先) 住友信託銀行株式会社 証券代行部
郵便物送付先 〒183-8701
東京都府中市日鋼町1番10
住友信託銀行株式会社 証券代行部
電話照会先 住所変更等用紙のご請求 ☎ 0120-175-417
その他のご照会 ☎ 0120-176-417
同取次所 住友信託銀行株式会社 本店および全国各支店

公告の中断についての追加公告

中断の生じた時間	中断の内容
平成18年9月2日 9時00分から 平成18年9月2日 14時30分まで	電気設備点検に伴う停電により公告の中断が発生